

# 福祉のひろば 9

2017

特集 **いま、高齢者福祉にかかせない  
養護老人ホームはどうなっているのか**

トーク **自死・自殺に向き合う僧侶の会**



## 住む人・使う人が主人公！

私たちは住む人・使う人の  
立場に立って設計しています。  
お気軽にご相談下さい。

# 京都建築事務所

〒 604-8083

京都市中京区三条柳馬場東入中之町10

代表取締役社長 川下 晃正

TEL (075) 211-7277

FAX (075) 211-7270

http://www.kyoto-archi.co.jp/

〒601-8382

京都市南区吉祥院石原上川原町21  
http://www.creates-k.co.jp

## クリエイツかもがわ




TEL 075 (661) 5741

FAX 075 (693) 6605

送料何冊でも240円

編著 全国障害者問題研究会兵庫支部  
木下孝司・川地亜弥子・  
赤木和重・河南勝

キーワードは「楽しい」「仲間」「集団」。  
発達を新しい自分づくりのプロセスとしてとらえ、乳幼児期、  
学齢期、青年・成人期のライフステージを輝かすこと、今を大切  
にすることが未来につながる。



# 実践、 楽しんでますか？

発達保障からみた  
障害児者のライフステージ

A5判220頁  
2000円+税

### 出版記念 シンポジウム

● 編著者による講演と討論

時間 / 9/2 ± 13時 ~ 16時半

場所 / 佛教大学二条キャンパス201号教室  
アクセス / JR二条駅・地下鉄二条駅すぐ

参加費  
無料

漆葉成彦・青木道忠・藤本文朗◆編著  
A5判216頁  
2000円+税

# 何度でも やりなおせる

ひきこもり支援の  
実践と研究の今

ひきこもり経験のある青年、家族、そして「ともに歩む」気持ちで精神科医療、教育、福祉等の視点から支援施策と問題点、改善と充実をめざす課題を提起。

# 「今年で101歳になるんだに！」

— 社会福祉法人ゆいの里  
養護老人ホームハートヒル川路<sup>かわち</sup>  
(長野県飯田市) をたずねて —

ハートヒルの男性長寿No. 1の牧野辰男さん。

カメラを向けると満面の笑みを返してくれます。「笑顔は長寿の秘訣」。洗濯、掃除など身の回りのことは何でもご自分でこなし、食事も三食モリモリ食べて、毎朝のラジオ体操も欠かしません。「デイサービスに行ってください！」と牧野さんの元気な声が聞こえると、施設内も生き生きとした活気にあふれます。



### 「ずっと一緒にいようね」

毎朝、夫の松尾誠さんが、温かいタオルで妻のいちゑさんの顔を拭いてあげるのが日課です。「ずっと一緒にいようね」と誠さんが手をとって言うと、いちゑさんがニコッと微笑み返す。その光景を見て、周りもほっこりしました。ハートヒルのおしどり夫婦です。



## およりて

いつもにぎやかで楽しそうな笑い声が聞こえてくる〈およりて〉。およりてとは、「どんな方も気軽に立ち寄って下さい」という意味の飯田の方言です。施設内の誰でもやってきて、ここで趣味や作業をおこなう憩いの場所となっています。「ズボンが破けちゃったあ」とおよりてに持っていくと、裁縫上手な入居者さんが、ササッと手際よく直してくれる。清拭布づくりでは、「私もいつかはこれでお尻を拭いてもらうときがくるのかなあ」と話しながら布を切っておられました。



### 「ヘルパーさん、お疲れさま」

そう言いながら、ポケットにこっそりあめ玉を入れてくれる入居者さん。「時間があるなら寄ってきな」と部屋へ招き入れて、お茶を飲みながら、日々の他愛のない話で笑ったり、悩みを打ち明けたり……。入居者さんの温かい優しさに支えられながら、職員も日々の業務をがんばることができます。濱島浩子さんと、水野美恵子さん（生活相談員）。

コメント・鈴木沙織（ハートヒル川路 介護員）、写真・西村憲次

## 【ひろばトーク】

～自死・自殺に向き合う僧侶の会～

安心して悩むことのできる社会をめざして

6 福祉のひろば

2017年9月号

### ●特集● いま、高齢者福祉にかかせない 養護老人ホームはどうなっているのか

2005年の改正で大きく変化した養護老人ホーム 西村 憲次	8
措置控え、重度化するなかでの 養護老人ホームの役割を考える 伊坪 陽子・篠田 淳治	12
施設のすべての部署がかかわって 井藤 幸子	21
生活困窮した人の入居に取り組んで 大坪 勇	23
社会福祉の視点から養護老人ホームの存在意義と今日的な役割を考える 26 河合克義／塩見一弥／横山ちえみ／中島素美	

### ●トピックス●

鳥取こども学園 子どもたちに安心と平穏が与えられる養育環境を！ 38 全面受容、子どものそばに居続けること 藤野興一さんに聞く 41 鳥取こども学園との交流から学んだこと 43	
熊本大地震 益城町・南阿蘇の仮設住宅・団地 46 JDF熊本支援センターでの活動体験を通じて、 ～かわらないこと・かわったこと～ 大野 健志 48	
外国人労働者はなぜ不法残留してしまう？ 54 京都社会福祉講座 57	

### ●連載●

施設から子どもたちの未来をきりひろく 「生きる」を支える～子どもたちの「今」と 「これから」を支える施設の役割～ 桑原 一章 58	
相談室の窓から まだどこかで、素直になれない…… 青木 道忠 62 育つ風景 子どもは理不尽な経験を忘れない 清水 玲子 64 「助けて！」って言ってもええねんで！ 子育ては、とも育ち 徳丸ゆき子 66	
全盲夫婦の出会いから 二人三脚のあゆみ 千田勝夫・網枝 68 私たちの子育て（1）夫との協力体制	
映画案内 『ハドソン川の奇跡』 吉村 英夫 70	
現代の貧困を訪ねて 日雇労働者の「白手帳」が危ない 生田 武志 72	
似らすとれーしょん道場 似顔絵まんがアート 有名人の「名人」を描くのじゃ～！ ラッキー植松 74	
ホームレスから日本を見れば ありむら潜 76 花咲け！男やもめ 川口モトコ 77	

### ●表紙の絵● 神門やす子



みんなのポスト 56 / 福祉の動き 78 / 今月の本棚 81 /

●グラビア● 「今年で101歳になるんだに！」

——社会福祉法人ゆいの里 養護老人ホームハートヒル川路

（長野県飯田市）をたずねて——

# ～自死・自殺に向き合う僧侶の会～ 安心して悩むことのできる社会をめざして

七月二五日午後、東京港区三田の正山寺に、「自死・自殺に向き合う僧侶の会」の前田宥全さん（共同代表）と、松本智量さん（事務局長）を訪ねました。この日は、政府が平成二十七年の自殺者比率を一〇年後までに三〇％減らす、とした「自殺総合対策大綱」を閣議決定した日でした。

二〇〇六年六月に「自殺対策基本法」が成立しました。成立に向けて署名運動等に取り組み、宗派の違う僧侶らが集まって会をつくりました。当初は、自殺に向き合う僧侶の会でしたが、立場や状況の違いによって異なることもあり、その後、「自死・自殺に向き合う僧侶の会」に発展しました。

出発は、自死・自殺問題をなんとかしたいという思いで集まった超宗派の有志の僧侶の集まりです。問題を研鑽し、必要とする人々のため具体的な活動を展開しています。

私たち僧侶だからこそ引き受けるべき役割は、安心して悩むことができる場と向き合うことです。仏教を縁とし集まっていますが、だからと言って宗教団体ではありません。

会がおこなっている活動は、非常にシンプルですが、貴重な取り組みです。五点にまとめる  
と、

一つ目は、会の僧侶が、手紙相談「自死の問い、お坊さんとの往復書簡」を受け付けており、





前田 宥全

曹洞宗正山寺住職（東京都港区）  
僧侶の会共同代表（写真右）

松本 智量

浄土真宗本願寺派延立寺住職（東  
京都八王子市）僧侶の会事務局長  
（写真左）

ていねいに対応しています。また、往復書簡を会のなかで相互に確認し、研鑽しています。

二つ目は、自死者追悼法要「いのちの日 いのちの時間」を、毎年二月一日におこなっています。大切な方を自死で亡くした経験をもつ方が集い、仏さまの前に座り、自死で亡くなった方を偲び、遺族も共に自らのいのちを見つめ直す機縁きえんとしています。

三つ目は、自死経験の分かち合い「いのちの集い」を、毎月第四木曜日に築地本願寺でおこなっています（参加者は大切な方を自死で亡くされた方に限っています）。

四つ目は、東京以外の地でも、この取り組みをめざす僧侶の方がおられたら、会の立ち上げを支援しています。

五つ目は、自死・自殺に対する無関心や偏見を払拭し、具体的に考える研修などをとおこなっています。

今の社会のなかで、宗教者の方々が、「安心して悩むことができる社会」をめざし、活動されていることのお話を伺って感激しました。今回は、会の紹介にとどめ、次号に続けていきたいと思っています。

<http://www.bouzsanga.org/>

（編集主幹 黒田）



# 特集 いま、高齢者福祉にかかせない 特 養護老人ホームはどうなっているのか

## 二〇〇五年の改正で大きく変化した養護老人ホーム

「養護老人ホーム」は、一九六三年の老人福祉法制定により、それまでの「養老院」から、措置制度を柱として、創設された施設です。

二〇〇五年には国の制度改革により、制度が大きく変わりました。三位一体改革により、養護老人ホームの保護費が一般財源化されました。また介護保険法の改正で、施設内の介護サービスの一部を利用できるようになり、老人福祉法の改正で、入所要件から「身体上若しくは精神上の理由」が削除され、居室を原則個室にするなど、設置及び運営に関する基準も改定されました。

### ◆養護老人ホームとは

老人福祉法一一条一項は、「六五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居室において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること」としており、また同二〇条の四は、「養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助をおこなうことを目的とする施設とする」と、養護老人ホームの性格を規